

長崎県レンタカー賃貸借契約(単価契約)仕様書

1 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日までとする。

2 予約方法

レンタカーは、予め(原則として前日までに)FAX等で予約を行う。

3 貸渡・返還

(1) レンタカーの貸渡しは、午前9時に県庁の行政棟・駐車場棟で行うものとする。

ただし、緊急時等で県が必要と判断する場合には、県とレンタカー会社が協議のうえ、県が指定した時刻に県庁において貸渡しができるものとする。

(2) 午前8時から午前9時までの間に利用を開始する場合は、原則として利用職員が営業所等に出向き貸渡しを受けるものとする。

(3) レンタカーの返還については、原則として利用職員が県庁駐車場棟に停めておくものとする。

また、レンタカーの鍵返還については、利用職員は県庁守衛室へ預け、レンタカー会社は守衛室を通じて鍵を受け取るものとする。

なお、車両については、原則として翌日利用する車両以外は引き取るものとする。

(4) 県内営業所等におけるレンタカーの貸渡し・乗捨てができるものとする。

(5) レンタカーは、禁煙車を優先的に貸渡しするものとする。

(6) レンタカーの搬入・搬出方法等については、別途、管財課と協議して決定すること。

4 任意保険加入

(1) レンタカーは、下表に掲げる保険額以上の任意保険に加入していること。

(2) 契約書に定める任意保険の内容は、前号の要件を満たした契約レンタカー会社が加入している任意保険の内容によるものとする。

区 分	補 償 条 件
対人賠償保険	1,000万円
対物賠償保険	100万円(免責0円)

5 ETC利用

レンタカーには、ETC車載機が設置され、ETCカードが付属するものとし、付属ETCカードを使用できるものとする。

6 レンタカーの交換

賃貸中のレンタカーに交換の必要が生じた場合は、直ちに交換に応じるものとする。

7 レンタカー車種等

車 種 ク ラ ス		使用単位
小型乗用車	1,000～1,500ccクラス (※ 電動車等)	12時間

- ※1 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- ※2 ハイブリッド自動車の場合は、12の表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリンを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たすこと。

8 賃貸借料金等

- (1) 賃貸借料金には、免責補償料及びノンオペレーションチャージ（車両修理期間中の営業保証）料金を含むものとする。
- (2) 乗捨てに伴う費用は、賃貸借料金に含まれるものとする。
- (3) 付属ETCによる高速道路使用料は、別途、請求により支払うものとする。
- (4) 請求する賃貸借料金については、請求書と併せて別添様式1により作成したエクセルデータを県が準備するUSBにより請求時に提供するものとする。

9 故障及び事故等の対応

- (1) レンタカーは、車両補償等付き（免責なし）とする。
- (2) レンタカーの故障及び事故等に伴いレッカー移動等を行う必要がある場合の費用は、賃貸借料金に含まれるものとする。

10 対象車両の日常点検について

貸出し車両の安全運行を確保するため、貸出し前の点検（タイヤ等異常がないか）を確実にを行うものとする。

11 レンタカー使用見込延台数

- (1) レンタカーの使用見込延台数は、別紙2のとおりとする。
- (2) なお、年間使用見込延台数については、後日、使用台数の増減があっても異議を申し立てることはできないものとする。

1.2 ガソリン自動車に係る排出ガス基準等

表1 ガソリン自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

※ 排出ガスの測定モードに即し JC08 モード又は WLTC モードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値 ガソリン
車両重量が 741kg未満	24.6km/L以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/L以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/L以上
車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	23.4km/L以上
車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	21.8km/L以上
車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	20.3km/L以上
車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	19.0km/L以上

使用見込延台数(令和8年度)

令和8年度長崎県レンタカー賃貸借契約(単価契約)に係るレンタカーの履行期間中の使用見込延台数は、次のとおりとする。

履行期間 契約締結日 ~ 令和8年9月30日

車種	クラス	使用単位	使用見込延台数
小型乗用車 (※電動車等)	1,000~ 1,500cc	12時間/日/台	1,313台 (平均13台/日)

※1 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。

※2 ハイブリッド自動車の場合は、別紙1仕様書12-表1に示された区分の排出ガス基準(ガソリンを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たすこと。

(参考)・契約期間のうち車両の利用開始を5月1日とした場合の休日、週休日等を除いた開庁日は、101日(原則として、閉庁日は使用しない)。

・1日当たり利用台数上限は17台/日とする。

注) 1 使用単位は、12時間とする。

2 12時間を超え24時間以内の使用の場合の賃貸借料金も、単価契約料金(12時間料金)を適用するものとする。